

水戸市指定居宅サービス事業等基準条例等の一部を改正する条例について

1 改正理由

国が定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「基準省令」という。）の改正に伴い、水戸市指定居宅サービス事業等基準条例等について、関係規定の整備を行う。

2 主な改正内容

基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは、当該省令のとおり規定する。

(1) 第 1 条関係

ア 基準省令に従い改正するもの

項目	対象サービス	改正の内容
(ア) 管理者の兼務範囲の拡大	訪問介護，訪問入浴介護，訪問看護，通所介護，短期入所生活介護，特定施設入居者生活介護，福祉用具貸与，特定福祉用具販売	管理者が兼務できる事業所の範囲について，管理上支障がない場合は，同一敷地内における他の事業所，施設等ではなくても差し支えないこととする。 (第 7 条，第 48 条，第 54 条，第 65 条，第 70 条第 1 項，第 105 条，第 122 条，第 138 条，第 175 条，第 210 条，第 231 条，第 241 条，第 258 条)
(イ) 身体拘束等の適正化の推進	訪問介護，訪問入浴介護，訪問看護，訪問リハビリテーション，居宅療養管理指導，通所介護，通所リハビリテーション，福祉用具貸与，特定福祉用具販売	利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体拘束等を行ってはならないものとする。また，やむを得ず身体拘束等を行う場合はその理由等を記録しなければならない。 (第 25 条第 3 号・第 4 号，第 58 条第 3 号・第 4 号，第 76 条第 3 号・第 4 号，第 89 条第 3 号・第 4 号，第 99 条第 1 項第 4 号・第 5 号，同条第 2 項第 3 号・第 4 号，同条第 3 項第 3 号・第 4 号，第 109 条第 3 号・第 4 号，第 129 条第 3 号・第 4 号，第 245 条第 6 号・第 7 号，第 263 条第 6 号・第 7 号)

	短期入所生活介護，短期入所療養介護	身体拘束等の適正化のための措置（委員会の開催，指針の整備及び研修の実施）を講じなければならないものとする。（1年の経過措置期間を設ける。） （第144条第6項，第163条第8項，第185条第6項，第200条第8項）
(ウ) みなし指定を受けた事業所の人員基準の緩和	訪問リハビリテーション，通所リハビリテーション	介護保険法の規定により訪問リハビリテーション事業所又は通所リハビリテーション事業所の指定があったものとみなされる介護老人保健施設又は介護医療院について，当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって当該事業所の医師の配置基準を満たしているものとみなすことができるものとする。 （第85条第3項，第126条第4項）
(エ) 生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化	特定施設入居者生活介護	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において，生産性向上の取組に当たっての必要な安全対策について検討した上で，見守り機器等の介護サービスの質の向上等に資する機器の活用，職員間の適切な役割分担等の取組により，介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減が行われていると認められる事業所においては，人員配置基準の特例を設ける。 （第209条第9項）

イ 基準省令を参酌し改正するもの

項目	対象サービス	改正の内容
(ア) 重要事項の掲示	全居宅サービス	重要事項（運営規程の概要，職員の勤務体制等サービスの選択に資すると認められるもの）について，書面掲示に加えて，原則としてウェブサイトにも掲載することとする。 （第35条，第251条）
(イ) 入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画の入手及び把握	訪問リハビリテーション，通所リハビリテーション	医師等の従業者は，入院中にリハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係るリハビリテーション計画の作成に当たっては，当該医療機関が作成したリハビリテーションの実施計画書等入手し，当該計画書の内容を把握しなければならないこととする。 （第90条第4項，第130条第4項）
(ウ) ユニットケアの質の向上	短期入所生活介護，短期入所療	ユニット型施設の管理者は，ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めることとする。

のための体制の確保	養介護	(第 168 条第 5 項, 第 205 条第 5 項)
(エ) 介護現場の生産性の向上等	短期入所生活介護, 短期入所療養介護, 特定施設入居者生活介護	事業者は, 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を開催するものとする。(3年の経過措置期間を設ける。) (第 155 条の 2)
(オ) 口腔衛生管理の強化	特定施設入居者生活介護	事業者は, 口腔衛生管理体制を整備し, 入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととする。(3年の経過措置期間を設ける。) (第 218 条の 2)
(カ) 協力医療機関との連携体制の構築	特定施設入居者生活介護	事業者は, 協力医療機関を定めるに当たっては, 入居者の病状の急変が生じた場合等において, 医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保する等の措置を講ずる医療機関とするよう努めることとする。 (第 224 条第 2 項)
(キ) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携		事業者は, 第二種協定指定医療機関(注 1)との間で, 新興感染症(注 2)の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。 また, 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては, 当該第二種協定指定医療機関との間で, 新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。 (第 224 条第 4 項・第 5 項) 注 1 感染症法に基づく医療措置協定を締結した医療機関のうち, 病床の確保に対応する医療機関を「第一種協定指定医療機関」, 発熱外来又は自宅療養者等の対応を行う医療機関を「第二種協定指定医療機関」と呼び, それぞれ都道府県知事による指定を受けることとなる。 注 2 新型コロナウイルス感染症など新しく認知され, 局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。
(ク) 選択制の対象福祉用具の提供に係る利	福祉用具貸与, 特定福祉用具販売	福祉用具の一部の貸与種目・種類(選択制の対象福祉用具)の貸与又は販売に当たって, 福祉用具専門相談員が福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれ

利用者等への説明及び提案		<p>かを利用者が選択できることについて、利用者に対し説明するものとする。</p> <p>また、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとする。</p> <p>(第 245 条第 2 号, 第 263 条第 2 号)</p>
(ケ) 選択制の対象福祉用具に係る販売後のメンテナンス	特定福祉用具販売	<p>福祉用具専門相談員が、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めることとする。</p> <p>(第 263 条第 5 号)</p>
(コ) 選択制の対象福祉用具に係る計画の達成状況の確認		<p>選択制の対象福祉用具の販売に当たっては、福祉用具専門相談員が特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することとする。</p> <p>(第 264 条第 5 項)</p>
(サ) 福祉用具貸与計画の作成等	福祉用具貸与	<p>福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、選択制の対象福祉用具について、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から 6 月以内に少なくとも 1 回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うものとする。</p> <p>また、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加する。</p> <p>福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、介護支援専門員に交付しなければならないものとする。</p> <p>(第 246 条第 1 項・第 5 項・第 6 項)</p>

ウ 指定療養型医療施設の廃止に係る経過措置期間の満了に伴うもの

項目	対象サービス	改正の内容
(ア) 指定療養型医療施設に係る人員・設備基準等の削除	短期入所療養介護	<p>指定療養型医療施設経過措置期間の廃止に伴う、短期入所療養介護事業所の人員・設備基準の削除</p> <p>(第 181 条第 1 項, 第 182 条第 1 項)</p>
		<p>サービス提供する施設（病院の老人性認知症疾患療養病棟）の削除</p> <p>(第 183 条, 第 193 条第 1 項)</p>
(イ) 廃止に伴う既存他施設の人員・設備基	短期入所療養介護	<p>指定療養型医療施設の廃止に係る経過措置期間の満了に伴い、同施設に係る人員・設備基準を削るとともに、療養病床を有する病院又は診療所であるユニッ</p>

準の見直し		ト型短期入所療養介護事業所に係る人員・設備基準を見直す。(病室, 療養室に係る部分は従うべき基準) (第 198 条)
-------	--	--

(2) 第 2 条関係

項目	対象サービス	改正の内容
経過措置期間の延長	居宅療養管理指導	高齢者虐待防止のための措置及び業務継続に向けた取組の実施等の義務付けの経過措置期間を 3 年間延長し, 令和 9 年 3 月 31 日までとする。

3 施行期日

- (1) 次号及び第 3 号に掲げるもの以外の改正内容 令和 6 年 4 月 1 日
- (2) 居宅療養管理指導, 訪問看護, 訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションに係る 2 (1) ア (ア) から (ウ) まで及び 2 (1) イ (イ) の改正内容 令和 6 年 6 月 1 日
- (3) 2 (1) イ (ア) の改正内容 令和 7 年 4 月 1 日

水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例等の一部を改正する条例について

1 改正理由

国が定める指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「基準省令」という。）の改正に伴い，水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例等について，関係規定の整備を行う。

2 主な改正内容

基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは，当該省令のとおり規定する。

(1) 第 1 条関係

ア 基準省令に従い改正するもの

項目	対象サービス	改正の内容
(ア) 管理者の兼務範囲の拡大	介護予防訪問入浴介護，介護予防訪問看護，介護予防短期入所生活介護，介護予防特定施設入居者生活介護，介護予防福祉用具貸与，特定介護予防福祉用具販売	管理者が兼務できる事業所の範囲について，管理上支障がない場合は，同一敷地内における他の事業所，施設等ではなくても差し支えないこととする。 (第 7 条，第 42 条，第 47 条第 1 項，第 97 条，第 137 条，第 174 条，第 197 条，第 208 条，第 225 条)
(イ) 身体拘束等の適正化の推進	介護予防訪問入浴介護，介護予防訪問看護，介護予防訪問リハビリテーション，介護予防居宅療養管理指導，介護予防通所リハビリテーション，介護予防福祉用具貸与，特定介護予防福祉用具販売	利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体拘束等を行ってはならないものとする。また，やむを得ず身体拘束等を行う場合はその理由等を記録しなければならない。 (第 40 条第 3 号・第 4 号，第 58 条第 8 号・第 9 号，第 68 条第 10 号・第 11 号，第 77 条第 1 項第 3 号・第 4 号，同条第 2 項第 3 号，第 4 号，同条第 3 項第 3 号，第 4 号，第 92 条第 10 号・第 11 号，第 219 条第 7 号・第 8 号，第 233 条第 7 号・第 8 号)

	介護予防短期入所生活介護，介護予防短期入所療養介護	身体拘束等の適正化のための措置（委員会の開催，指針の整備及び研修の実施）を講じなければならないものとする。（1年の経過措置期間を設ける。） (第103条第3項，第147条第3項)
(ウ) みなし指定を受けた事業所の人員基準の緩和	介護予防訪問リハビリテーション，介護予防通所リハビリテーション	介護保険法の規定により，介護予防訪問リハビリテーション事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所の指定があったものとみなされる介護老人保健施設又は介護医療院について，当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって当該事業所の医師の配置基準を満たしているものとみなすことができるものとする。 (第61条第3項，第79条第4項)
(エ) 生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化	介護予防特定施設入居者生活介護	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において，生産性向上の取組に当たっての必要な安全対策について検討した上で，見守り機器等の介護サービスの質の向上等に資する機器の活用，職員間の適切な役割分担等の取組により，介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減が行われていると認められる事業所においては，人員配置基準の特例を設ける。 (第173条第9項)

イ 基準省令を参酌し改正するもの

項目	対象サービス	改正の内容
(ア) 重要事項の掲示	全介護予防サービス	重要事項（運営規程の概要，職員の勤務体制等サービスの選択に資すると認められるもの）について，書面掲示に加えて，原則としてウェブサイトにも掲載することとする。 (第30条，第215条)
(イ) 入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画の入手及び把握	介護予防訪問リハビリテーション，介護予防通所リハビリテーション	医師等の従業者は，入院中にリハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係るリハビリテーション計画の作成に当たっては，当該医療機関が作成したリハビリテーションの実施計画書等を入手し，当該計画書の内容を把握しなければならない。 (第68条第5号，第92条第5号)
(ウ) ユニットケアの質の向上	介護予防短期入所生活介護，介	ユニット型施設の管理者は，ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めることとする。

のための体制の確保	介護予防短期入所療養介護	(第 125 条第 5 項, 第 164 条第 5 項)
(エ) 介護現場の生産性の向上等	介護予防短期入所生活介護, 介護予防短期入所療養介護, 介護予防特定施設入居者生活介護	事業者は, 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を開催するものとする。(3年の経過措置期間を設ける。) (第 108 条第 2 項)
(オ) 口腔衛生管理の強化	介護予防特定施設入居者生活介護	事業所は, 口腔衛生管理体制を整備し, 入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととする。(3年の経過措置期間を設ける。) (第 179 条の 2)
(カ) 協力医療機関との連携体制の構築	介護予防特定施設入居者生活介護	事業者は, 協力医療機関を定めるに当たっては, 入居者の病状の急変が生じた場合等において, 医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保する等の措置を講ずる医療機関とするよう努めることとする。 (第 183 条第 2 項)
(キ) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携		事業者は, 第二種協定指定医療機関(注1)との間で, 新興感染症(注2)の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。 また, 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては, 当該第二種協定指定医療機関との間で, 新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。 (第 183 条第 4 項・第 5 項) 注1 感染症法に基づく医療措置協定を締結した医療機関のうち, 病床の確保に対応する医療機関を「第一種協定指定医療機関」, 発熱外来又は自宅療養者等の対応を行う医療機関を「第二種協定指定医療機関」と呼び, それぞれ都道府県知事による指定を受けることとなる。 注2 新型コロナウイルス感染症など新しく認知され, 局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。
(ク) 選択制の対象福祉用具の提供に係る利用者等への説明	介護予防福祉用具貸与, 特定介護予防福祉用具販売	福祉用具の一部の貸与種目・種類(選択制の対象福祉用具)の貸与又は販売に当たって, 福祉用具専門相談員が福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて, 利用者に対し説明する

明及び提案		ものとする。 また、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとする。 (第 219 条第 4 号, 第 233 条第 3 号)
(ケ) 選択制の対象福祉用具に係る販売後のメンテナンス	特定介護予防福祉用具販売	福祉用具専門相談員が、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めることとする。 (第 233 条第 6 号)
(コ) 選択制の対象福祉用具に係る計画の達成状況の確認		選択制の対象福祉用具の販売に当たっては、福祉用具専門相談員が特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することとする。 (第 234 条第 5 項)
(サ) 福祉用具貸与計画の作成	介護予防福祉用具貸与	福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、選択制の対象福祉用具について、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から 6 月以内に少なくとも 1 回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うものとする。 また、福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加する。 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、介護支援専門員に交付しなければならないものとする。 (第 220 条第 1 項・第 5 項)

ウ 指定療養型医療施設の廃止に係る経過措置期間の満了に伴うもの

項目	対象サービス	改正の内容
(ア) 指定療養型医療施設に係る人員・設備基準等の削除	介護予防短期入所療養介護	指定療養型医療施設経過措置期間の廃止に伴う、介護予防短期入所療養介護事業所の人員・設備基準の削除 (第 143 条第 2 号, 第 3 号)
		サービス提供する施設（病院の老人性認知症疾患療養病棟）の削除 (第 145 条, 第 149 条第 1 項第 2 号)

(イ) 廃止に伴う 既存他施設 の人員・設備 基準の見直 し	介護予防短期入 所療養介護	指定療養型医療施設の廃止に係る経過措置期間の満了に伴い、同施設に係る人員・設備基準を削るとともに、療養病床を有する病院又はであるユニット型介護予防短期入所療養介護事業所に係る人員・設備基準を見直す。(病室、療養室に係る部分は従うべき基準) (第 161 条)
--	------------------	--

(2) 第 2 条関係

項目	対象サービス	改正の内容
経過措置 期間の延長	介護予防居宅 療養管理指導	高齢者虐待防止のための措置及び業務継続に向けた取組の実施等の義務付けの経過措置期間を 3 年間延長し、令和 9 年 3 月 31 日までとする。

3 施行期日

- (1) 次号及び第 3 号に掲げるもの以外の改正内容 令和 6 年 4 月 1 日
- (2) 介護予防居宅療養管理指導，介護予防訪問看護，介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに係る 2 (1) ア (ア) から (ウ) まで及び 2 (1) イ (イ) の改正内容
令和 6 年 6 月 1 日
- (3) 2 (1) イ (ア) の改正内容 令和 7 年 4 月 1 日

水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

国が定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「基準省令」という。）の改正に伴い、水戸市指定地域密着型サービス事業基準条例について、関係規定の整備を行う。

2 主な改正内容

基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは、当該省令のとおり規定する。

(1) 基準省令に従い改正するもの

項目	対象サービス	改正の内容
ア 従業者の兼務範囲の拡大	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	随時訪問サービスを行う訪問介護員等が兼務できる事業所の範囲について、利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービス又は、同一敷地内にある訪問介護事業所若しくは夜間対応型訪問介護事業所の業務に従事することができることとする。 (第 7 条第 6 項)
イ 管理者の兼務範囲の拡大	全地域密着型サービス	管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理上支障がない場合は、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えないこととする。 (第 8 条, 第 49 条, 第 60 条の 4, 第 60 条の 24, 第 63 条, 第 67 条, 第 111 条, 第 121 条, 第 131 条, 第 165 条, 第 191 条第 1 項)
	小規模多機能型居宅介護, 看護 小規模多機能型居宅介護	管理者による他事業所の職務との兼務について、管理上支障がない場合は、他事業所, 施設等の職務に従事することができることとする。 (第 84 条第 1 項)
ウ 身体拘束等の適正化の推進	定期巡回・随時対応型訪問介護看護, 夜間対応型訪問介護, 地域密着型通所介護, 認知症対応型通所介護	利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き, 身体拘束等を行ってはならないものとする。 また, やむを得ず身体拘束等を行う場合はその理由等を記録しなければならない。 (第 25 条第 8 号・第 9 号, 第 52 条第 5 号・第 6 号, 第 60 条の 9 第 5 号・第 6 号, 第 60 条の 30 第 3 号・第 4 号, 第 71 条第 5 号・第 6 号)
	小規模多機能型居宅介護, 看護	身体拘束等の適正化のための措置（委員会の開催, 指針の整備及び研修の実施）を講じなければならない

	小規模多機能型 居宅介護	ものとする。(1年の経過措置期間を設ける。) (第93条第3項, 第196条第5号)
エ 生産性向上 に先進的に取 り組む特定施 設に係る人員 配置基準の特 例的な柔軟化	地域密着型特定 施設入居者生活 介護	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び 職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員 会において, 生産性向上の取組に当たっての必要な安 全対策について検討した上で, 見守り機器等の介護サ ービスの質の向上等に資する機器の活用, 職員間の適 切な役割分担等の取組により, 介護サービスの質の向 上及び職員の負担軽減が行われていると認められる 事業所においては, 人員配置基準の特例を設ける。 (第130条第11項)

(2) 基準省令を参酌し改正するもの

項目	対象サービス	改正の内容
ア 重要事項の 掲示	全地域密着型 サービス	重要事項(運営規程の概要, 職員の勤務体制等サー ビスの選択に資すると認められるもの)について, 書 面掲示に加えて, 原則としてウェブサイトにも掲載す ることとする。 (第35条)
イ 介護現場の 生産性の向上 等	小規模多機能型 居宅介護, 認知 症対応型共同生 活介護, 地域密 着型特定施設入 居者生活介護, 看護小規模多機 能型居宅介護, 地域密着型介護 老人福祉施設入 所者生活介護	事業者は, 利用者の安全並びに介護サービスの質の 確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するた めの委員会を開催するものとする。(3年の経過措置 期間を設ける。) (第106条の2)
ウ 協力医療機 関との連携体 制の構築	認知症対応型共 同生活介護, 地 域密着型特定施 設入居者生活介 護, 地域密着型 介護老人福祉施 設入所者生活介 護	事業者は, 協力医療機関を定めるに当たっては, 入 居者の病状の急変が生じた場合等において, 医師又は 看護職員が相談対応を行う体制を常時確保する等の 措置を講ずる医療機関とするよう努めることとする。 (地域密着型介護老人福祉施設については3年の経 過措置期間を設ける。) (第125条第2項, 第146条第2項, 第171条第1 項)

<p>エ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携</p>		<p>事業者は、第二種協定指定医療機関(注1)との間で、新興感染症(注2)の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。</p> <p>また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。</p> <p>(第125条第4項・第5項、第146条第4項・第5項、第171条第3項・第4項)</p> <p>注1 感染症法に基づく医療措置協定を締結した医療機関のうち、病床の確保に対応する医療機関を「第一種協定指定医療機関」、発熱外来又は自宅療養者等の対応を行う医療機関を「第二種協定指定医療機関」と呼び、それぞれ都道府県知事による指定を受けることとなる。</p> <p>注2 新型コロナウイルス感染症など新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。</p>
<p>オ 緊急時等における対応方法の定期的な見直し</p>	<p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>	<p>緊急時等における対応方法について、配置する医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、1年に1回以上見直しを行うこととする。</p> <p>(第164条の2)</p>
<p>カ ユニットケアの質の向上のための体制の確保</p>	<p>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p>	<p>ユニット型施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならないこととする。</p> <p>(第186条第5項)</p>
<p>キ サービス内容の明確化</p>	<p>看護小規模多機能型居宅介護</p>	<p>看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービスが含まれる旨を明確化する。</p> <p>(第196条第1号)</p>

(3) 指定療養型医療施設の廃止に係る経過措置期間の満了に伴うもの

項目	対象サービス	改正の内容
<p>指定療養型医療施設に係る人員・設備基準等の削除</p>	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護，認知症対応型通所介護，小規模多機能型居宅介護，地域</p>	<p>指定療養型医療施設経過措置期間の廃止に伴う，人員・設備基準の削除</p> <p>(第7条第5項，第48条第4項，第66条第2項，第150条第8項，第190条第7項)</p>

	密着型介護老人 福祉施設入所者 生活介護	
--	----------------------------	--

3 施行期日

令和6年4月1日。ただし、重要事項の揭示に係る改正は、令和7年4月1日

水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

国が定める指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号。以下「基準省令」という。）の改正に伴い，水戸市指定地域密着型介護予防サービス事業基準条例について，関係規定の整備を行う。

2 主な改正内容

基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは，当該省令のとおり規定する。

(1) 基準省令に従い改正するもの

項目	対象サービス	改正の内容
ア 管理者の兼務範囲の拡大	全地域密着型介護予防サービス	管理者が兼務できる事業所の範囲について，管理上支障がない場合は，同一敷地内における他の事業所，施設等ではなくても差し支えないこととする。 (第 7 条第 1 項，第 11 条第 1 項，第 75 条第 1 項，第 86 条)
	介護予防小規模多機能型居宅介護	管理者による他事業所の職務との兼務について，管理上支障がない場合は，他事業所，施設等の職務に従事することができることとする。 (第 47 条第 1 項)
イ 身体拘束等の適正化の推進	介護予防認知症対応型通所介護，介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体拘束等を行ってはならないものとする。 また，やむを得ず身体拘束等を行う場合はその理由等を記録しなければならない。 (第 26 条第 6 号・第 7 号)
	介護予防小規模多機能型居宅介護	身体拘束等の適正化のための措置（委員会の開催，指針の整備及び研修の実施）を講じなければならないものとする。（1 年の経過措置期間を設ける。） (第 63 条第 3 項第 1 号・第 2 号)

(2) 基準省令を参酌し改正するもの

項目	対象サービス	改正の内容
----	--------	-------

ア 重要事項の掲示	全地域密着型介護予防サービス	重要事項（運営規程の概要、職員の勤務体制等サービスの選択に資すると認められるもの）について、書面掲示に加えて、原則としてウェブサイトにも掲載することとする。 (第 36 条)
イ 介護現場の生産性の向上等	介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	事業者は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を開催するものとする。（3年の経過措置期間を設ける。） (第 70 条の 2)
ウ 協力医療機関との連携体制の構築	介護予防認知症対応型共同生活介護	事業者は、協力医療機関を定めるに当たっては、入居者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保する等の措置を講ずる医療機関とするよう努めることとする。 (第 90 条第 2 項)
エ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携		事業所は、第二種協定指定医療機関(注1)との間で、新興感染症(注2)の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。 また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。 (第 90 条第 4 項・第 5 項) 注1 感染症法に基づく医療措置協定を締結した医療機関のうち、病床の確保に対応する医療機関を「第一種協定指定医療機関」、発熱外来又は自宅療養者等の対応を行う医療機関を「第二種協定指定医療機関」と呼び、それぞれ都道府県知事による指定を受けることとなる。 注2 新型コロナウイルス感染症など新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。

(3) 指定療養型医療施設の廃止に係る経過措置期間の満了に伴うもの

項目	対象サービス	改正の内容
指定療養型医療施設に係る人員・設備基準等	介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居	指定療養型医療施設経過措置期間の廃止に伴う、人員・設備基準の削除 (第 10 条第 2 項、第 46 条第 6 項)

の削除	宅介護	
-----	-----	--

3 施行期日

令和6年4月1日。ただし、重要事項の掲示に係る改正は、令和7年4月1日

水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

国が定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号。以下「基準省令」という。）の改正に伴い、水戸市指定居宅介護支援事業等基準条例について、関係規定の整備を行う。

2 主な改正内容

基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは、当該省令のとおり規定する。

(1) 基準省令に従い改正するもの

項目	改正の内容
ア ケアマネジャー 1人当たりの取扱 件数	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者の数に、要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が44以下 ・居宅介護支援事業所と介護サービス事業所間において、システムを活用し計画に係るデータを電子的に送受信し、かつ事務職員を配置している場合 <p>要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が49以下 (第5条第2項, 第3項)</p>
イ 管理者の兼務範 囲の拡大	<p>管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理上支障がない場合は、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えないこととする。 (第6条第3項第2号)</p>
ウ 公正中立性の確 保のための取組の 見直し	<p>次の内容について利用者に説明を行い理解を得るよう努めなければならないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合 ・作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合 <p>(第8条第3項)</p>
エ 身体拘束等の適 正化の推進	<p>利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないものとする。</p> <p>また、やむを得ず身体拘束等を行う場合はその理由等を記録しなければならない。 (第17条第2号の2, 第2号の3)</p>

<p>オ 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング</p>	<p>次の要件を満たした場合少なくとも2月に1回利用者の居宅を訪問しモニタリングを行うことを可能とする。また、訪問しない月は、規則に定める方法により情報通信機器を活用してモニタリングを行うこととする。</p> <p>(ア) 利用者から同意を得ている場合</p> <p>(イ) 次に掲げる事項について、サービス担当者会議等において、主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状況が安定していること。 ・利用者が情報通信機器を活用して意思疎通できること。 ・介護支援専門員が情報通信機器を活用したモニタリングでは把握できない情報について担当者から情報提供を受けていること。 <p>(第17条第15号イ)</p>
------------------------------------	--

(2) 基準省令を参酌し改正するもの

項目	改正の内容
<p>重要事項の掲示</p>	<p>重要事項(運営規程の概要、職員の勤務体制等サービスの選択に資すると認められるもの)について、書面掲示に加えて、原則としてウェブサイトにも掲載することとする。</p> <p>(第26条)</p>

3 施行期日

令和6年4月1日。ただし、重要事項の掲示に係る改正は、令和7年4月1日

水戸市指定介護予防支援事業等基準条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

国が定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「基準省令」という。）の改正に伴い、水戸市指定介護予防支援事業等基準条例について、関係規定の整備を行う。

2 主な改正内容

基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは、当該省令のとおり規定する。

(1) 基準省令に従い改正するもの

項目	改正の内容
ア 介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとに 1 以上の員数の介護支援専門員を置かなければならないものとする。 ・常勤かつ主任介護支援専門員である管理者を置かなければならないものとする。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、介護支援専門員を管理者とすることができる。 ・管理者は専らその職務に従事する者でなければならないものとする。（同一の事業所の他の職務に従事する場合や、管理上支障のない範囲で他の事業所の職務に従事する場合を除く。） <p>（第 5 条第 2 項、第 6 条第 3 項・第 4 項）</p>
イ 身体拘束等の適正化の推進	<p>利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないものとする。また、やむを得ず身体拘束等を行う場合はその理由等を記録しなければならないものとする。</p> <p>（第 35 条第 2 号の 2、第 2 号の 3）</p>

(2) 基準省令を参酌し改正するもの

項目	改正の内容
ア 利用料等の受領	<p>通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。その場合、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならないものとする。</p> <p>（第 14 条第 2 項、第 3 項）</p>
イ 重要事項の掲示	<p>重要事項（運営規程の概要、職員の勤務体制等サービスの選</p>

	<p>択に資すると認められるもの) について、書面掲示に加えて、原則としてウェブサイトにも掲載することとする。</p> <p>(第 25 条)</p>
<p>ウ 指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング</p>	<p>次の要件を満たした場合少なくとも6月に1回利用者の居宅を訪問しモニタリングを行うことを可能とする。また、訪問しない月は、規則に定める方法により情報通信機器を活用してモニタリングを行うこととする。</p> <p>(ア) 利用者から同意を得ていること</p> <p>(イ) 次に掲げる事項について、サービス担当者会議等において、主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状況が安定していること。 ・利用者が情報通信機器を活用して意思疎通できること。 ・介護支援専門員が情報通信機器を活用したモニタリングでは把握できない情報について担当者から情報提供を受けていること。 <p>(第 35 条第 16 号イからエまで)</p>
<p>エ 市に対する情報提供</p>	<p>市から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市に情報提供することとする。</p> <p>(第 35 条第 30 号)</p>

3 施行期日

令和6年4月1日。ただし、重要事項の掲示に係る改正は、令和7年4月1日

水戸市指定介護老人福祉施設基準条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

国が定める指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「基準省令」という。）の改正に伴い、水戸市指定介護老人福祉施設基準条例について、関係規定の整備を行う。

2 主な改正内容

基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは、当該省令のとおり規定する。

(1) 基準省令に従い改正するもの

項目	改正の内容
管理者の兼務範囲の拡大	管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理上支障がない場合は、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えないこととする。 (第 30 条)

(2) 基準省令を参酌し改正するもの

項目	改正の内容
ア 緊急時等における対応方法の定期的な見直し	緊急時等における対応方法について、配置する医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、1年に1回以上見直しを行うこととする。 (第 29 条)
イ 協力医療機関との連携体制の構築	事業者は、協力医療機関を定めるに当たっては、入所者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保する等の措置を講ずる医療機関とするよう努めることとする。（3年の経過措置期間を設ける。） (第 38 条第 1 項)
ウ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携	事業者は、第二種協定指定医療機関(注1)との間で、新興感染症(注2)の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。 また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。 (第 38 条第 3 項, 第 4 項)

注1 感染症法に基づく医療措置協定を締結した医療機関のうち、病床の確保に対応する医療機関を「第一種協定指定医療機関」、発熱外来又は自宅療養者等の対応を行う医療機関を「第二種協定指定医療機関」と呼び、それぞれ都道府

	<p>県知事による指定を受けることとなる。</p> <p>注2 新型コロナウイルス感染症など新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。</p>
エ 重要事項の掲示	<p>重要事項（運営規程の概要、職員の勤務体制等サービスの選択に資すると認められるもの）について、書面掲示に加えて、原則としてウェブサイトにも掲載することとする。</p> <p>（第 39 条）</p>
オ 介護現場の生産性の向上等	<p>事業者は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を開催するものとする。（3年の経過措置期間を設ける。）</p> <p>（第 45 条の 3）</p>
カ ユニットケアの質の向上のための体制の確保	<p>ユニット型施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めることとする。</p> <p>（第 57 条第 5 項）</p>

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日。ただし、重要事項の掲示に係る改正は、令和 7 年 4 月 1 日

水戸市介護老人保健施設基準条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

国が定める介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号。以下「基準省令」という。）の改正に伴い、水戸市介護老人保健施設基準条例について、関係規定の整備を行う。

2 主な改正内容

基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは、当該省令のとおり規定する。

(1) 基準省令に従い改正するもの

項目	改正の内容
管理者の兼務範囲の拡大	管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理上支障がない場合は、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えないこととする。 (第 29 条)

(2) 基準省令を参酌し改正するもの

項目	改正の内容
ア 協力医療機関との連携体制の構築	事業者は、協力医療機関を定めるに当たっては、入所者の病状の急変が生じた場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保する等の措置を講ずる医療機関とするよう努めることとする。（3年の経過措置期間を設ける。） (第 37 条第 1 項)
イ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携	事業者は、第二種協定指定医療機関(注 1)との間で、新興感染症(注 2)の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。 また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。 (第 37 条第 3 項, 第 4 項)

注 1 感染症法に基づく医療措置協定を締結した医療機関のうち、病床の確保に対応する医療機関を「第一種協定指定医療機関」、発熱外来又は自宅療養者等の対応を行う医療機関を「第二種協定指定医療機関」と呼び、それぞれ都道府県知事による指定を受けることとなる。

注 2 新型コロナウイルス感染症など新しく認知され、局地的あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。

ウ 重要事項の掲 示	重要事項（運営規程の概要、職員の勤務体制等サービスの選択に資すると認められるもの）について、書面掲示に加えて、原則としてウェブサイトにも掲載することとする。 (第 38 条)
エ 介護現場の生 産性の向上等	事業者は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を開催するものとする。(3年の経過措置期間を設ける。) (第 43 条の 3)
オ ユニットケア の質の向上のた めの体制の確保	ユニット型施設の管理者は、ユニット型施設の管理に係る研修を受講するよう努めることとする。 (第 55 条第 5 項)

(3) 指定療養型医療施設の廃止に係る経過措置期間の満了に伴うもの

項目	改正の内容
(ア) 指定療養型医療施設に係る人員基準等の削除	指定療養型医療施設経過措置期間の廃止に伴う人員基準の削除 (第 5 条第 6 項第 3 号)

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日。ただし、重要事項の掲示に係る改正は、令和 7 年 4 月 1 日

水戸市介護医療院基準条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

国が定める介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号。以下「基準省令」という。）の改正に伴い，水戸市介護医療院基準条例について，関係規定の整備を行う。

2 主な改正内容

基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは，当該省令のとおり規定する。

(1) 基準省令に従い改正するもの

項目	改正の内容
管理者の兼務範囲の拡大	管理者が兼務できる事業所の範囲について，管理上支障がない場合は，同一敷地内における他の事業所，施設等ではなくても差し支えないこととする。 (第 29 条)

(2) 基準省令を参酌し改正するもの

項目	改正の内容
ア 協力医療機関との連携体制の構築	事業者は，協力医療機関を定めるに当たっては，入所者の病状の急変が生じた場合等において，医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保する等の措置を講ずる医療機関とするよう努めることとする。（3年の経過措置期間を設ける。） (第 37 条第 1 項)
イ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携	事業者は，第二種協定指定医療機関(注 1)との間で，新興感染症(注 2)の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。 また，協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては，当該第二種協定指定医療機関との間で，新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。 (第 37 条第 3 項，第 4 項)

注 1 感染症法に基づく医療措置協定を締結した医療機関のうち，病床の確保に対応する医療機関を「第一種協定指定医療機関」，発熱外来又は自宅療養者等の対応を行う医療機関を「第二種協定指定医療機関」と呼び，それぞれ都道府県知事による指定を受けることとなる。

注 2 新型コロナウイルス感染症など新しく認知され，局地的あるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。

ウ 重要事項の掲 示	重要事項（運営規程の概要，職員の勤務体制等サービスの選択に資すると認められるもの）について，書面掲示に加えて，原則としてウェブサイトにも掲載することとする。 (第 38 条)
エ 介護現場の生 産性の向上等	事業者は，利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を開催するものとする。（3年の経過措置期間を設ける。） (第 43 条の 3)
オ ユニットケア の質の向上のた めの体制の確保	ユニット型施設の管理者は，ユニット型施設の管理に係る研修を受講するよう努めることとする。 (第 55 条第 5 項)

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日。ただし，重要事項の掲示に係る改正は，令和 7 年 4 月 1 日